

伊勢崎市監査委員告示第 5 号

監査結果に係る措置について

平成30年3月28日付伊勢崎市監査委員告示第4号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき伊勢崎市長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年5月8日

伊勢崎市監査委員 猪 俣 健  
同 光 山 喜一郎

(様式1)

## 監査結果に係る措置通知書

所属部課名 健康推進部スポーツ振興課赤堀運動施設管理事務所

No	監査結果 (指摘改善)	措置状況
	<p>赤堀体育館使用料の収納において、徴収金額に誤りのあるものが2件あった。徴収した使用料の金額の相違は、市民の行政に対する信頼を損なうおそれがあることから、再発防止に向けての事務の適正化と組織的チェック体制の再検討を図られたい。</p>	<p>誤りのあった2件については、利用者の理解を得て不足金額を徴収いたしました。使用料の徴収方法については、事務所で研修会を実施して再確認し、チェック機能の強化を図りました。</p>

\* 監査結果（指摘改善）は、監査結果報告書のとおり記載する。

(様式1)

## 監査結果に係る措置通知書

所属部課名 文化財保護課 (赤堀歴史民俗資料館)

No	監査結果 (指摘改善)	措置状況
No.1	<p>契約関係において、7月に契約される予定の燻蒸業務委託が、予備監査実施日の12月に契約が締結されていないにもかかわらず、業務の履行はすでに完了していた。組織的なチェック体制の充実と再発防止策について早急に検討されたい。</p>	<p>ご指摘の件に関しましては、見積合わせを完了し、業務履行開始前に契約予定業者より契約書を受領しておりましたが、契約締結に関する事務処理を失念してしまつたものです。</p> <p>予備監査後早急に業者に事情説明をし事務処理を済ませ、ただちに業者への支払いを完了しました。</p> <p>指摘後の対策として、現場施設での事務進捗の確認強化を指導するとともに、本課(文化財保護課)においても財務会計等を利用しての進捗状況のチェック体制を整えました。繰り返しの点検により正確な事務処理を遂行してまいりたいと思つたのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>今後はこのようなことがないよう、十分注意しながら予算執行してまいります。</p>

\* 監査結果(指摘改善)は、監査結果報告書のとおり記載する。